

## 放課後キッズクラブ事業の質の向上に向けた取組について

横浜市では、全ての児童に豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、小学校施設を活用した放課後キッズクラブの全校展開等を進め、**今年4月に340校全ての小学校において、放課後キッズクラブを設置することができました。**

今後は、**利用者のニーズ等に応じた質的充実を図ることができるよう**、平成30年度に実施した約7万人を対象とした保護者アンケートの分析結果等を踏まえ、現状の課題を整理し、**「見直しの方向性」をまとめました。**

見直しに取り組むにあたっては、横浜市の審議会である「子ども・子育て会議 放課後部会(以下、「放課後部会」という。)」を中心とした有識者の皆様や、関係者の皆様との議論を踏まえながら、4年度からの実施に向けて検討を進めていきます。

については、放課後部会での議論の参考とするため、放課後キッズクラブを利用する保護者の皆様にアンケートを実施します。**本資料をご確認の上、アンケートにご協力いただきますよう、お願いいたします。**

### 1 放課後の居場所の確保に向けた取組

#### (1) 国の取組

平成26年度以降、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的に実施する総合的な放課後対策として、各市町村において、小学校施設を活用した放課後の居場所づくりが積極的に進められています。

#### (2) 横浜市の取組

横浜市では、国の取組等を踏まえ、はまっ子ふれあいスクールからキッズクラブへの転換を行い、小学校施設を活用した放課後の居場所づくりを進めてきました。令和2年4月には340校全ての小学校において設置が完了しています。

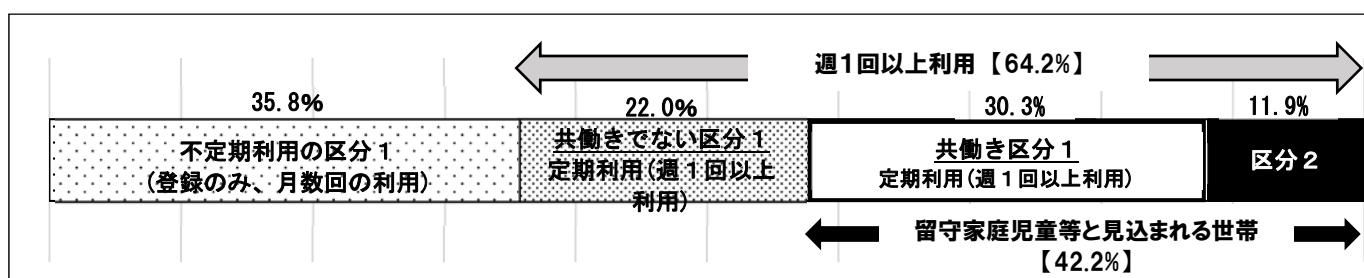
キッズクラブの他、地域の理解のもと保護者が中心となって運営する「放課後児童クラブ(いわゆる学童)」が市内に229クラブあります。

#### (3) 放課後キッズクラブの概要

放課後キッズクラブは公設民営の事業であり、所在地の区長によって選定された運営法人が横浜市から補助を受けて運営をしています。従来のはまっ子ふれあいスクールでは、「遊びの場」としての機能しかありませんでしたが、キッズクラブでは、全ての児童に「遊びの場」を提供するとともに、留守家庭児童等に適切な「遊びの場」と「生活の場」を提供する役割があります。

		区分1	区分2
役割		遊びの場	遊びの場+生活の場
利用条件		当該校に通学している児童及び当該校区に居住している児童	「放課後子供教室」の条件に加え、留守家庭児童であること
利用時間	平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
	土・長期休業日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
利用料		無料	月額5,000円+おやつ代
登録人数	平成30年4月時点 (252クラブ)	60,405人	6,492人
	平成31年4月時点 (294クラブ)	68,949人	8,566人
	令和2年4月時点 (340クラブ)	48,492人	14,013人
所管省庁(事業名)		文部科学省(放課後子供教室事業)	厚生労働省(放課後児童健全育成事業)

📍キッズクラブ登録者の利用頻度と保護者の就労状況(調査結果より)



★1 全体の35.8%の方が登録のみ、または、月に数回の利用です。

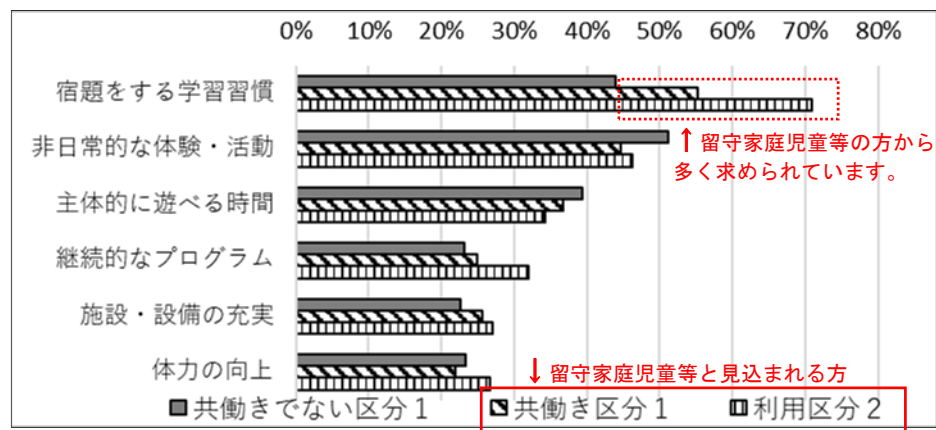
★2 週に1回以上利用している方は64.2%いますが、その2/3(42.2%)が留守家庭児童等と見込まれる世帯です。

## 2 現状の課題を踏まえた見直しの方向性

### (1) 「生活の場」の充実

42.2%の留守家庭児童等と見込まれる世帯の方は、適切なおやつ提供時間や学習時間の設定など「生活の場」の強化を求める傾向にあります。

👉 子のためにキッズクラブに求めること<調査結果より>



👉 おやつ提供時間<調査結果より>

	15時台	16時台	17時台
適切・許容	77.8%	93.3%	75.5%
早すぎる又は遅すぎる	22.2%	6.7%	24.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

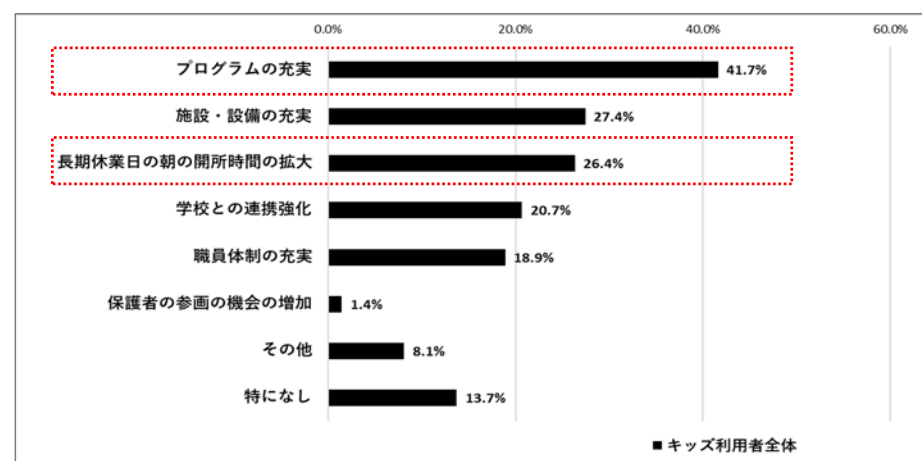
#### 見直しの方向性

留守家庭児童等に「生活の場」を提供し健全な育成を行うため、学習時間を設けることや、おやつ時間の前倒し(17時台⇒16時台)を行うことで、生活リズムを身に付けることができるよう支援を強化します。

### (2) 「遊びの場」の充実

利用者全体の要望として「(体験・創作活動などの)プログラムの充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」を望む声が多くあります。

👉 保護者がキッズクラブに求めること<調査結果より>



#### 見直しの方向性

キッズクラブを利用する全ての子どもたちに、より一層充実した体験・創作活動等を提供できるよう、プログラムの内容・実施回数等を底上げします。

なお、「遊びの場」である区分1の利用は16時までに短縮します。また、「遊びの場」としての利用がほとんどない土曜日の区分1は廃止します。

その他、4年度に向けて、ニーズが高い要望について引き続き検討していきます。

### (3) 「新しい生活様式」等への対応

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、区分1の利用日数や時間を制限しています。その結果、短時間の利用を必要とする方が区分2に登録することになり、区分2の登録者が前年比で約1.4倍に急増しています。働き方が多様化する中での潜在的な留守家庭児童の存在や、短時間利用のニーズが浮き彫りになっています。

#### 見直しの方向性

区分2の中に利用ニーズに対応した短時間利用の安価な料金設定とする「新区分」を創設します。

また、猛暑時の熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症の中においても、児童が安全に過ごすことができる居場所とするために、多くの児童の受入が困難な場合は、「遊びの場」である区分1の利用は制限することとします。

👉 現状と見直しの方向性の比較

	現状		見直しの方向性(下線が変更点)	
	放課後子供教室 区分1	放課後児童健全育成事業 区分2	放課後子供教室 区分1	放課後児童健全育成事業 新区分 区分2
役割	遊びの場	遊びの場 +生活の場	遊びの場 (充実)	遊びの場(充実) +生活の場(充実)
利用時間	平日	放課後～午後5時	放課後～午後4時(コロナや猛暑等の状況下では利用制限も)	放課後～午後5時
	土・長期休業日	午前8時30分～午後5時	①土：原則廃止 ②長期休業日：1～2時間程度	午前8時30分～午後7時

### (4) 運営法人の安定化に向けた支援

保護者の意識の変化や、業務の増加(配慮が必要な児童の増加への対応等)などに伴い職員の負担が増加しています。また、事務の効化や、補助金事務の簡素化、人材確保などの要望が運営法人から求められています。

#### 見直しの方向性

職員がしっかりと児童に向き合うことができ、生き生きと働くことができるよう、運営法人からの要望が強い補助金事務や制度の運用の見直し(保護者会や各種報告などのあり方について)、一層の「人材の確保」や「人材育成」の支援等を行うことで、質の向上と事務の効率化を図ります。